

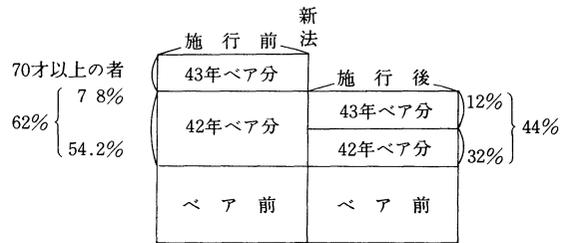
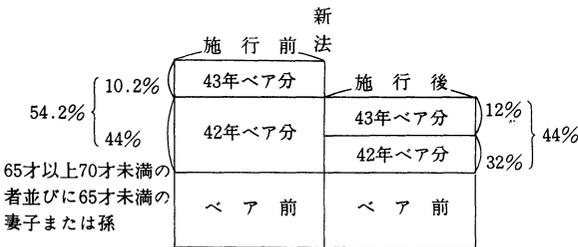
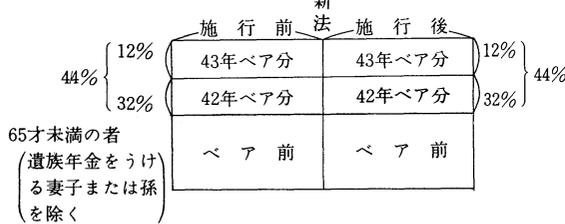
(3) 組合員動態統計調査

毎年公立学校共済組合本部が、長期給付所要財源率算定のための基礎資料を把握することを目的として計画実施する調査である。

調査は現在者と脱退者に分けて行ない、現在者については全組合員の5%を抽出し、末尾の数字13、33、53、73、93に該当する者を、脱退者については昭和43年12月31日に退職、転出した者を対象として調査した。

(4) 年金額の改定

昭和42年度と昭和43年度の二回にわたり年金の増額改定があり、昭和42年度は483件、昭和43年度は351件の仮想給料を決定し本部に進達している。なお、参考までに増額率を示すと次のようになっている。



(5) 恩給の支払い及び受給者の管理

教育関係職員（裁定事務の専決権が教育長にあるもの）の普通恩給、扶助料、退隠料及び遺族扶助料等いわゆる年金たる恩給の裁定及びこれに附随した恩給の支払事務並びに受給者の管理等恩給に関する事務で、昭和43年度において恩給の裁定をうけた者及び死亡その他の事由で受給権を失った者の概数は、次のとおりである。

| 恩給種別 | 裁定 | 失権 |
|-------|----|-----|
| 普通恩給 | 2人 | 55人 |
| 扶助料 | 25 | 36 |
| 退隠料 | 0 | 2 |
| 遺族扶助料 | 0 | 0 |
| 計 | 27 | 93 |

恩給受給者への支払事務は、これまで県内居住者については、各教育事務所で行ない、県外居住者については、本庁で、支払ってきたが、昭和43年10月渡しから行政の能率化を図るため恩給の支給額の計算及び作表を民間電子計算組織に委託して支給事務を全面的に本庁で集中管理することにした。

昭和43年度における支給人員及び支給額の概数は、次のとおりである。

| 学校種別 | 普通恩給 | 扶助料 | 退隠料 | 遺族扶助料 |
|----------|------------------|---------------|-------------|---------|
| 小学校 | 1,804人 361,097千円 | 836人 85,401千円 | 39人 5,601千円 | 2人 95千円 |
| 中学校 | 455 123,729 | 119 15,800 | 25 3,564 | 3 212 |
| 盲ろう学校 | 4 1,194 | 8 1,086 | 1 36 | |
| 高等学校 | | | 12 2,039 | 4 413 |
| 教育委員会その他 | 70 10,347 | 38 3,357 | | 2 131 |
| 計 | 2,333 496,367 | 1,001 105,644 | 77 11,240 | 11 851 |

(6) 恩給年額の改定

「恩給法等の一部を改正する法律」（昭和43年法48号）及び「福島県職員恩給条例の一部を改正する条例」（昭和43年福島県条例31号）の施行により、昭和43年10月以降全受給者を対象とした増額改定を行なった。

この増額措置は、受給者の年齢により、次の区分に応じて、昭和40年10月実施の仮定俸給年額（恩給年額の計算の基礎となる退職当時の俸給年額を現在の経済状態にみあうよう修正した額）に、その額に次の割合を乗じて得た額を加えたものを基礎として計算した年額に増額を行なった。

70才以上の者 35%
(昭和42年10月実施の改定額の実質5%増)

65才以上70才未満の者並びに扶助料を受ける妻及び子 28.5%
(昭和42年10月実施の改定額の実質7.1%増)

65才未満の者（扶助料を受ける妻及び子を除く） 20%
(昭和42年10月実施の改定年額の実質9.1%増)

受給者が昭和43年10月以降、65才または70才に達したときには、その翌月以降その年額を改定することも昭和42年の改定と同じである。

(7) 退職手当

昭和43年度における退職手当の裁定、支給済額の概数は次のとおりである。

| 学校種別 | 人数 | 金額 |
|-------|------|---------------|
| 小学校 | 253人 | 698,476,361円 |
| 中学校 | 167 | 406,961,499 |
| 盲ろう学校 | 7 | 10,869,363 |
| 高等学校 | 145 | 373,715,991 |
| 養護学校 | 5 | 309,666 |
| 教育庁 | 3 | 376,921 |
| 計 | 580 | 1,490,709,801 |